平成２４年（フ）第４２４号
神奈川県秦野市清水町８番10号
債務者　我妻　隆芳
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４０号
神奈川県中郡大磯町大磯1175番地の５
債務者　窪田　壽子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４４号
神奈川県平塚市長持419番地　東海ハイツ105号、前住所神奈川県平塚市御殿３丁目20番24－３号
債務者　藤曲　忠宣
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２６号
神奈川県厚木市岡田４丁目８番18号
債務者　広滝　由美（旧姓戸嶋）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３４号
神奈川県厚木市下荻野816番地23　グランドソレーユ303
債務者　渡邉　政子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１５号
新潟市秋葉区山谷町３丁目５番12号
債務者　清田百合子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２号
新潟県上越市東城町３丁目３番12号　ウインドベル202号
債務者　清水　隆由
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２２７号
愛知県一宮市西出町44番地２　エクレール西出402号
債務者　山本カツヱ
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０１号
香川県仲多度郡琴平町榎井780番地３
債務者　冨田可奈子（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市字樽前316番地
債務者　中居　征子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６７４号
仙台市青葉区東照宮１丁目17番１―125号
債務者　加藤眞利子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
茨城県ひたちなか市大字田彦467番地　佐和寮
債務者　川上　健太
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８３号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地15　ミユキハイツ市毛105号
債務者　大田　大地
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８４号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地15　ミユキハイツ市毛105号
債務者　大田千有紀（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９８号
茨城県那珂市福田1790番地
債務者　川井　　操
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９９号
茨城県那珂市福田1790番地
債務者　川井　正子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４０２号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅800棟２Ｈ－３号
債務者　五百川三男
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所